

根拠法規：外国為替の取引等の  
報告に関する省令

主務官庁：財 務 省

外国通貨又は旅行小切手の売買に関する報告書

( 年 月分)

財 務 大 臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_

報 告 者： \_\_\_\_\_

名 称 及 び

代表者の氏名 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

責任者の氏名 \_\_\_\_\_

担当者の氏名 (電話番号) \_\_\_\_\_

(単位：千米ドル)

売却			買入れ		
件数	うち200万円相当額を超える取引件数	金額	件数	うち200万円相当額を超える取引件数	金額

- (記入要領)
- 1 西暦により記入すること。
  - 2 「責任者の氏名」欄には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
  - 3 銀行等を相手方として行った外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れ(居住者外貨預金勘定からの払出し又は同勘定への受入れを含む。以下同じ。)に係る計数については除くこと。
  - 4 「売却」欄には、外国通貨又は旅行小切手の売却件数、うち200万円相当額を超える取引件数及び売却金額を記入すること。
  - 5 「買入れ」欄には、外国通貨又は旅行小切手の買入れ件数、うち200万円相当額を超える取引件数及び買入れ金額を記入すること。
  - 6 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。なお、「うち200万円相当額を超える取引件数」欄の「200万円相当額」を算定するに当たっては、本省令第35条第2号の規定にかかわらず、外国通貨又は旅行小切手の売却又は買入れが行われた日における実勢外国為替相場を用いても差し支えない。

(日本産業規格 A 4)